

## 第5章 第3期 稚内市障がい児福祉計画

### 1 計画の策定根拠

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づき、「障害福祉サービス及び障害児通所支援などの円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本的な指針」という。）に即し、地域において必要な障害児通所支援、障害児相談支援等の各種サービスが計画的に提供されるよう、障がい児支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）とこれら成果目標を達成するための活動指標として、各年度のサービス量を見込むとともに、サービス提供体制の確保方策等を定めるものです。

### 2 基本理念

2023(令和5)年5月19日に改正された国の基本的な指針を受け、本計画の基本理念を次のとおりとします。

#### 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援を進めます。

障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

## 3 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

### 1. 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児通所支援等の提供体制の確保に当たっては、国の基本的な指針に即して、次に掲げる点に配慮して、目標を設定します。

#### (1) 地域支援体制の構築

障がいのある子どもの支援を行うに当たっては、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな成長を支援することが必要です。

そのため、本人とその家族に対し、障がい疑われる早い段階から支援できるよう、身近な地域に障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行える障害児通所支援等の充実を図ります。

#### (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備は、保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援施策と緊密な連携を図ることが重要です。

また、障がいのある子どもの早期発見と支援、健全な育成を進めるため、市の障がい福祉担当と子育て支援担当部局、保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要です。

さらには、障がいのある子どもへの支援が切れ目なく行われるよう、就学時や卒業時に、支援内容等が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、市の障がい福祉担当と教育委員会とが連携する体制を強化します。

#### (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

保育所等訪問支援を活用して、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校、特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できる体制を構築することにより、障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになり、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

#### (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

人工呼吸器など医療を必要とする状態の子どもや、強度行動障害のある子どもが、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の支援を円滑に受けられるよう、関係機関が連携して、共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に努めます。

## (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。

## 2. 成果目標及び活動指標

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

#### 【目標】

#### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備と、これを中核とした重層的な地域支援体制の整備と充実を図ります。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問の実施体制の充実を目指します。

目 標	2023 (令和5)年度実績	2026 (令和8)年度目標	2029 (令和11)年度目標
児童発達支援センターと同等の機能を有する体制の整備	0か所 ※	1か所	1か所
保育所等訪問支援を実施する主体数	0か所	1か所	1か所

※ 目標は児童発達支援センターの設置

#### ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保と支援の充実を目指します。

目 標	2023 (令和5)年度実績	2026 (令和8)年度目標	2029 (令和11)年度目標
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0か所	1か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	0か所	1か所	1か所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、2026(令和8)年度末までに、保健、医療、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

目 標	2023 (令和5)年度実績	2026 (令和8)年度目標	2029 (令和11)年度目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	0か所	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人

【国の指針】

目 標	年度目標
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	2026(令和8)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。また、各市町村はまたは各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、2026(令和8)年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を使用できる体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2026(令和8)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	2026(令和8)年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

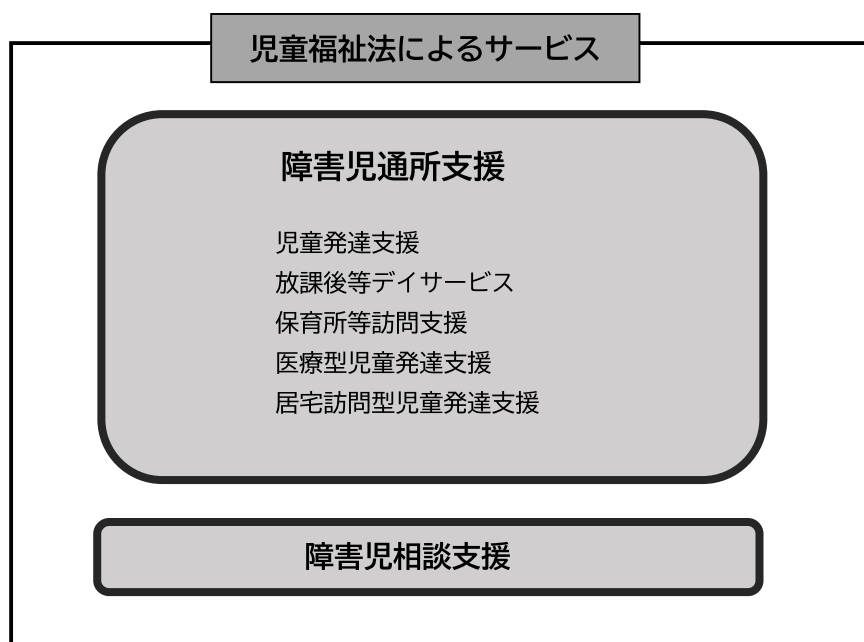
## 4 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

### 1. 障害児通所支援等の体系と見込量推計の考え方

#### (1) 障害児通所支援等の体系

障がい児への福祉サービスは、「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」からなる「指定障がい福祉サービス」と「児童福祉法によるサービス」及び「地域生活支援事業」からなります。

「地域生活支援事業」は、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて決定するサービスです。



#### (2) 見込量の推計にあたっての考え方

各サービスの見込量については、次の事項を考慮して設定しました。

- 前期計画期間におけるサービス等利用実績
- 当事者へのアンケート調査や関係団体、事業所からのヒアリング調査等から得た利用ニーズの動向等
- 特別支援学校等の卒業者数、施設入所者等の地域生活への移行数

## 2. 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

### ① サービスの内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、または集団生活への適応訓練を行います。 (医療型は、上肢、下肢、体幹機能に障がいのある子どもを対象)
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対し、授業終了後、夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問して児童発達支援と同様の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある子どもに対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する子どもに対し、支援の内容等を定めた「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

### ② サービスの支給実績と見込量

サービス名	項目(単位)	第2期(実績)			第3期(見込量)					
		2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)
児童発達支援	利用者数 (人/月)	54.4	62.3	58.3	63	63	63	63	63	63
	延利用日数 (人/月)	316.3	307.8	293.3	315	315	315	315	315	315
	利用者一人あたり	5.9	4.9	5.1	5	5	5	5	5	5
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者一人あたり	-	-	-	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延利用日数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利用者一人あたり	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	延利用日数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	利用者一人あたり	-	-	-	1	1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	26.4	24.6	24.8	26	26	26	26	26	26
	延利用日数 (人/月)	175.6	155.9	176.3	182	182	182	182	182	182
	利用者一人あたり	6.6	6.4	7.2	7	7	7	7	7	7
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	114	120	81	120	120	120	120	120	120

※ 数値は、各年度(4月～3月【2023(令和5)年度は4月～9月】)のもの。

## ③ 市内におけるサービス提供基盤の見込み

サービス名	事業所数（か所）			定員（人）		
	2022 （令和4） （実績）	2026 （令和8） （見込）	2029 （令和11） （見込）	2022 （令和4） （実績）	2026 （令和8） （見込）	2029 （令和11） （見込）
児童発達支援	2	2	2	25	25	25
医療型児童発達支援	-	-	-	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-	-	-
保育所等訪問支援	-	1	1	-	-	-
放課後等デイサービス	2	2	2	25	25	25
障害児相談支援	2	2	2	-	-	-

※ 数値は、各年3月末のもの。

## ④ サービス提供量確保のための方策

障害児相談支援は、利用が増加傾向にあります。市内の事業所が減少したこともあり、基盤は必ずしも充分であるとは言えません。

また、児童発達支援、放課後等デイサービスについても、ともに利用者は横ばいから増加傾向にあり、今後も需要は高まることが予想されますが、市内の既存の事業所は、周辺町村の子どもを受けていることもあり、キャパシティの意味で大幅な受入増を望むことは難しい状況にあります。

今後は、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を整備することで、相談支援の基盤を充実させるとともに、現在市内に事業所がない保育所等訪問支援の実施を目指すこととし、障がいのある子どもとご家族の心身両面を支援するサービス提供体制の確保を図ります。

## 5 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第7期稚内市障がい福祉計画と共通（101 ページに記載）

## 6 計画の推進と進捗管理・評価

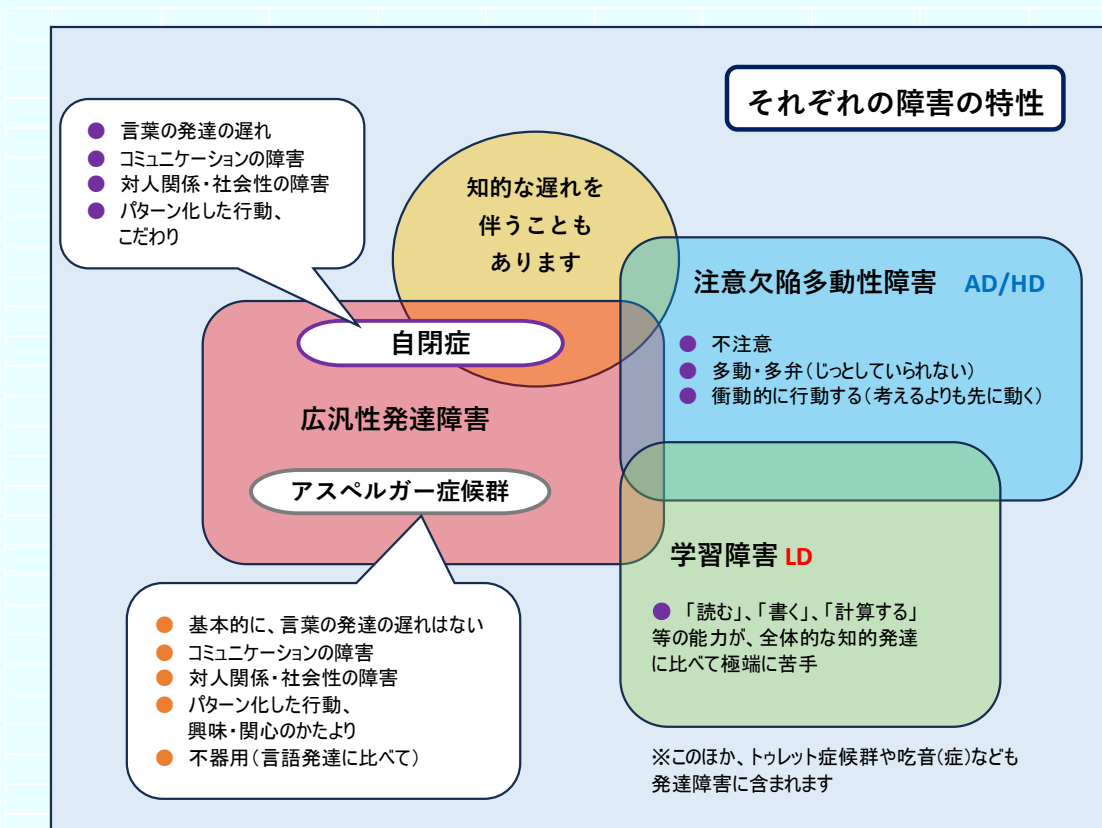
第7期稚内市障がい福祉計画と共通（102 ページに記載）

● 発達障がいとは

発達障がいとは、2004(平成 16)年 12 月に成立した「発達障害者支援法」により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、2010(平成 22)年の改正で「障害者総合支援法」の対象として明確に規定されました。

さらに、2011(平成 23)年8月には「障害者基本法」が改正され、「障害者」の定義に「精神障害(発達障害を含む。)」と規定されました。また、発達障害者支援法の施行から 10 年が経過し、2016(平成 28)年に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が生かされるようになります。



出典：発達障がい情報・支援センター ホームページ